

～知っていますか 公拡法～

その土地取引、公拡法の事前届出が必要では？

事前届出が必要かどうか、チェック！

Q1 公拡法ってなに？

A1 正式な法律名を「公有地の拡大の推進に関する法律」といい、地方公共団体等へ土地の先買い制度を整備し、公有地の拡大の計画的な推進を図り、地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とした法律です。

Q2 何をしなければいけないの？

A2 公拡法第4条により、都市計画区域内の一定の面積以上の有償譲渡を行う場合、事前に有償譲渡届出を県知事（市町村長経由）または市町村長に届出するものです。
なお、一定の面積とは、以下のとおりです。

都市計画区域

都市計画施設の区域 （公拡法第4条第1項第1号）	200㎡以上
道路、都市公園予定地、河川予定地等の区域 （公拡法第4条第1項第2号）	200㎡以上
土地区域整理事業の施行区域、 生産緑地地区の区域等 （公拡法第4条第1項第3～5号）	200㎡以上
市街化区域 （公拡法第4条第1項第6号）	5,000㎡以上
その他の土地 （公拡法第4条第1項第6号）	10,000㎡以上 （市街化調整区域を除く）

Q3 届出をしたら、すぐ土地を有償譲渡していいの？

A3 県知事または市町村長からの通知を受けてから、有償譲渡してください。

届出から3週間以内に、その土地を買い取りたい地方公共団体の有無をお知らせする通知を送付します。

なお、その土地を買い取りたい地方公共団体がある場合、まずその地方公共団体と買取り協議を行うこととなり、その通知があった日から3週間はその地方公共団体以外に譲り渡してはいけません。

Q4 届出には、何が必要？

A4 その土地に関する以下のものが必要になります。

- ①位置図（5万分の1以上のもの）
- ②周辺状況図（5千分の1以上のもの）
- ③登記所備え付けの地図又は公図
- ④実測図（分筆を伴う場合）

Q5 事前の届出を忘れたら、どうしたらいい？

A5 事後届出をしてください。その際、事後届出となってしまった経緯を記した文書も提出してください。

なお、場合によっては、公拡法第32条により、届出義務違反者に、50万円以下の過料を処す場合があります。

Q6 どこに問い合わせればいいの？

A6 当該土地の所在する市町村または、その市町村を管轄する福島県の各建設事務所行政課に問い合わせてください。

なお、公拡法の詳細は、福島県土木部用地室のHPに記載されています。